

# 《申告にお持ちいただくものと郵送による受付について》

市県民税申告書の提出期限は令和8年3月16日(月)です。



新発田市HP

## 申告に必要なもの

### ①マイナンバーカード(個人番号カード)

通知カード(記載内容が住民票と一致しているもの、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書でも可)の場合は運転免許証などの本人確認ができる書類

本人が申告に来られない場合は、以下の3点が必要です。

1 委任状(法定代理人の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類)

※委任状は、同封『委任状』をお使いください。

2 委任された(申告に来られる)方の本人確認ができる書類(運転免許証など)

3 委任した方のマイナンバーカード(個人番号カード)(①参照。写し可。)

### ②控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者などがある場合は、対象の方のマイナンバーがわかるもの

(①参照。申告書にマイナンバーを記入している場合は不要です。)

### ③市県民税申告書 あらかじめ必要事項を記入しておいてください。

### ④所得金額に関する書類 (例:給与・年金の源泉徴収票、収支内訳書、給与明細、収支のわかる帳簿など)

### ⑤各種控除の適用を受ける場合に必要な証明書・領収書など(令和7年に支払ったもの)

●社会保険料控除を受ける方…国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・介護保険等の保険税又は保険料の納付額を証明する書類(納付確認書、社会保険料控除証明書など)

●生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方…生命保険料・地震保険料の控除証明書

●医療費控除を受ける方…(1)、(2)のいずれか一方の選択となります。

(1) 通常の医療費控除…医療費控除の明細書※、医療費通知

(2) 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)…セルフメディケーション税制の明細書※

※ 「明細書」の添付が必要ですので必ず事前に作成願います。領収書の添付や提示では控除を受けることができませんのでご注意ください。

●障害者控除を受ける方…障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

●寄附金控除を受ける方…寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証など

### ⑥国外居住親族について扶養控除等を受ける場合は、親族関係書類及び送金関係書類

詳細についてはお問い合わせください。

## 申告会場での受付について

会場については別紙案内を参照してください。申告会場の混雑緩和のため、当日8時30分から入場整理券を配布します。また、LINEによる事前予約を行います。ご希望の方は新発田市ホームページをご確認ください。



新発田市公式LINEを左のQRコードから友だち追加し、基本情報メニューボタンから「市県民税申告予約」を選択してください。

## 郵送での提出方法

同封の『令和8年度市県民税申告の手引き』4・5ページの「記入例」を参考に必要事項を記入のうえ、添付書類を同封して下記まで送付してください。なお、申告書の控えが必要な方は、あて先を記入し、切手を貼った封筒を同封してください。

◇添付書類…上記①～⑥で該当する書類を必ず同封してください。(①、②、⑥は写しを添付)

④の源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等の場合は原本を添付してください。帳簿の場合は収入と必要経費の合計が明記された写しを添付するか、申告書裏面7と11(該当の方のみ)を記入してください。

⑤の保険料控除証明書、寄附金の受領書は原本、障害者手帳、障害者控除対象者認定書は写しを添付してください。

※ 記入もれや書類の添付忘れがあると市県民税の課税内容に影響しますので、送付前に内容等をよくご確認ください。

※ 源泉徴収票に記載の人的控除が申告書に記載されていない場合は、その控除を外したものとみなします。

※ 後日お問い合わせする場合がありますので、申告書には連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

## 電子申告について

令和8年度から、eLTAXにて個人住民税の申告手続きができるようになります。詳しくはeLTAXのホームページをご確認ください。なお、令和7年中に収入がなかった方は、新発田市のホームページからも申告ができます。右上のQRコードからアクセスし手続きを行ってください。いずれも申告にはマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。

問合せ先	新発田市役所	電話番号:0254-22-3030(代表) 0254-28-9321(直通)
郵送先	税務課 市民税係	住所:〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号